

感 第 3 7 1 号
令和 4 年 8 月 1 2 日

一般社団法人 島根県医師会長
各 郡 市 医 師 会 長
各 病 院 院 長 } 様

島根県健康福祉部長
(感染症対策室)
(公 印 省 略)

令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金（小児向け接種体制支援）の交付について（通知）

平素より、感染症予防対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、小児を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保することを目的に、小児向けの接種を担う医療機関を対象とした支援を行うこととしました。

このたび、当該支援に係る補助金の交付について、別添「令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱（小児向け接種体制支援）」を制定し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしましたのでお知らせします。

島根県健康福祉部感染症対策室

ワクチン接種支援グループ

TEL:0852-22-6176, 6175 FAX:0852-22-6905

E-mail: corona-vaccine@pref.shimane.lg.jp

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
(小児向け接種体制支援)

(通則)

第1条 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金(小児向け接種体制支援)(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナワクチン」という。)接種において、小児向けの接種を担う医療機関への支援を行うことで、小児を対象とした新型コロナワクチンの接種体制を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同法第1条の5第2項に規定する診療所であって、新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約に加入し、新型コロナワクチンの接種を行う医療機関をいう(ただし、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に定める市町村保健センターを除く)。
- (2) 小児 5歳以上11歳以下の者をいう(ただし、1回目接種後12歳になり、小児用ワクチンで2回目接種を行ったものも含む)。
- (3) 個別接種 医療機関が、自施設においてワクチン接種を行うことをいう。なお、巡回接種(医療機関が、自ら供給を受けた新型コロナワクチンを持って自施設以外の場所に赴き接種を行うことをいう。)も個別接種に含む。
- (4) 予診 問診、検温等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べることをいう。

(交付の対象)

第4条 この要綱において交付の対象は、次の(1)及び(2)の全てを満たす医療機関(以下「対象医療機関」という。)とする。

- (1) 島根県内に所在する医療機関であること
- (2) 小児への個別接種を実施しており、次のア及びイの全てを満たす医療機関であること
 - ア 被接種者である小児及び保護者に対して、新型コロナワクチンの有効性と安全性等についての丁寧な説明を行うなど、小児への接種にあたってきめ細かな対応を実施している
 - イ 小児への接種後に起こりうる症状にかかる適切な初期対応、入院等が必要となった場合における適切な医療機関への引き継ぎ等の体制が構築されている

2 対象期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(交付要件及び算定方法)

第5条 補助金は、前条第1項に規定する対象医療機関に対し、以下のとおり交付する。
小児への接種1回あたり1,100円(予診のみを含める)

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付対象となる診療所及び病院の長は、別に定める日までに、知事に対し、補助金の申請及び実績報告をするものとする。

2 前項の申請方法等については、知事が別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び実績報告書を受け取った場合には、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、交付すべき額を確定するものとする。

2 知事は、前項において補助金の交付を決定及び確定したときは、遅滞なく申請を行った者に対し通知を行い、当該申請を行った者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の申請に関する証拠書類等の管理については、補助金とその交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(検査等)

第9条 知事は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた後に補助要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。